＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧等（R8.10月末現在）

法律名等	規制の対象となる内容	相談窓口	名義変更に係る手続きの要否		
			法令等に係る手続中の場合	法令等に係る手続き完了後の場合	法令等に係る手続きなし
国土利用計画法	１．土地に関する権利の移転等の契約を締結したとき ・市街化区域　2,000 ㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域　5,000 ㎡以上 ・都市計画区域以外の区域　10,000 ㎡以上 ２．土地に関する権利の移転等の契約を締結しようとするとき（注） （規制区域の場合） ・面積要件なし:全ての土地取引が対象 （注視区域の場合） ・市街化区域　2,000 ㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域　5,000 ㎡以上 ・都市計画区域以外の区域　10,000 ㎡以上 （監視区域の場合） ・県規則で定める面積以上 （注）現在、県内において規制区域、注視区域、監視区域の指定はないため、 「２」の適用はありません。	県民活動生活課土地対策係 077-528-3417 各市町土地取引規制担当課	要確認	要確認	要確認
滋賀県土地利用に関する指導要綱	10,000 ㎡以上の一団の土地または水面にあっては、満水時の水面面積が1,000 ㎡以上もしくは貯水量が1,000 ㎡以上の湖沼（ため池を含む）である土地において、開発事業（土地に係る区画形質の変更または施設の整備に関する事業）を行おうとするとき	県民活動生活課土地対策係 077-528-3417	必要	不要	不要

＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧等（R8.10 月末現在）

土壌汚染対策法 滋賀県公害防止条例	１．3,000 ㎡以上の土地の形質の変更をするとき ２．要措置区域または形質変更時要届出区域内において、土地の形質の変更をするとき ３．有害物質使用特定事業場の敷地等において、900 ㎡以上の土地の形質の変更をするとき ４．要措置区域または形質変更時要届出区域内の土地の土壌を搬出するとき ５．指定有害物質使用地において、100 ㎡以上の土地の形質の変更をするとき	環境政策課環境管理係 077-528-3365 各環境事務所または大津市役所	必要	不要	不要
環境影響評価法 滋賀県環境影響評価条例	法律および条令で定める土地の形状の変更、工作物の新設等をしようとするとき	環境政策課環境管理係 077-528-3357	不要	不要	不要
滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	１．保全地域内で一定の行為をしようとするとき ２．普通地域内で一定の行為をしようとするとき	生物多様性保全課保全対策係 077-528-3093 各環境事務所 ※区域の該当性については、以下サイトをご確認ください。 https://pref.shiga.geocloud.jp/	要確認	不要	不要
森林法	１． 森林地域（地域森林計画対象民有林）内での開発行為で1ha をこえるものただし、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は 0.5ha をこえるもの ２．保安林及び保安施設地区内において行為をしようとするとき ３．保安林を保安林以外のものに転用するとき（1～3 号保安林） ４．保安林を保安林以外のものに転用するとき（4 号以下保安林）	森林保全課森林管理係 077-528-3935 各森林整備事務所	要確認	要確認	要確認

＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧等（R8.10 月末現在）

自然公園法 滋賀県立自然公園条例	１．国定公園（または県立自然公園）の特別地域、特別保護地区内で一定の行為(自然公園法第 20 条第 3 項各号および滋賀県立自然公園条例第 24 条第 3 項各号に掲げる行為)をしようとするとき ２．国定公園（または県立自然公園）の普通地域内で一定の行為(自然公園法第 33 条第 1 項各号および滋賀県立自然公園条例第 34 条第 1 項各号に掲げる行為)をしようとするとき	THE シガパーク推進課自然公園室 077-528-3481 各環境事務所 ※区域の該当性については、以下サイトをご確認ください。 https://pref.shiga.geocloud.jp/	要確認	不要	不要
滋賀県自然環境保全条例	緑地環境保全地域内で一定の行為（滋賀県自然環境保全条例第 20 条第 1 項に掲げる行為）をしようとするとき	生物多様性保全課企画係 077-528-3480 ※区域の該当性については、以下サイトをご確認ください。 https://pref.shiga.geocloud.jp/	要確認	要確認	不要
	自然環境保全協定を締結する行為の基準（滋賀県自然環境保全条例施行規則第 18 条）を満たす行為をしようとするとき	生物多様性保全課企画係 077-528-3480	要確認	要確認	不要
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち特別保護地区内で一定の行為をしようとするとき	生物多様性保全課企画係 077-528-3483 ※区域の該当性については、以下サイトをご確認ください。 https://pref.shiga.geocloud.jp/	要確認	不要	不要
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生息・生育地保護区の区域内において土地の形質変更などの行為をしようとするとき	生物多様性保全課保全対策係 077-528-3094 ※区域の該当性については、以下サイトをご確認ください。 https://pref.shiga.geocloud.jp/	要確認	不要	不要

＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧等（R8.10 月末現在）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にある土地（指定区域）内において土地の形質の変更をしようとするとき	循環社会推進課廃棄物対策室 廃棄物指導係 077-528-3474 各環境事務所または大津市役所	要確認	要確認	要確認
工場立地法	敷地面積が 9,000 ㎡以上又は建築面積が 3,000 ㎡以上の製造業等に係る工場又は事業場の新設・増設および緑地・環境施設の改廃（90 日前）をしようとするとき	各市町担当課	要確認	要確認	要確認
農業振興地域の整備に関する法律	市町が定める農用地区域内の土地においてメガソーラー等を設置しようとするとき	各市町農業振興地域制度担当課	不要	不要	不要
農地法	１．農地を農地以外のものにするとき、または農地等を農地等以外のものにするため、権利の移転または設定をしようとするとき（大津市管内は 2ha 以下のとき、大津市以外の市町は 4ha 以下のとき）	各市町農業委員会	必要	不要	不要
	２．同上（大津市管内は 2ha 超のとき、大津市以外の市町は 4ha 超のとき）	農政課農地係 077-528-3815	必要	不要	不要
地すべり等防止法	地すべり防止区域内で行為をしようとするとき（地すべり防止区域の確認を含む）	農村振興課農村防災係 077-528-3964 各土木事務所	要確認	要確認	要確認
砂防法	砂防指定地内で行為をしようとするとき（砂防指定地の区域の確認を含む）	各土木事務所	要確認	要確認	要確認
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域で行為をしようとするとき（急傾斜地崩壊危険区域の確認を含む）	各土木事務所	要確認	要確認	要確認

＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧等（R8.10 月末現在）

景観法	景観計画区域における次に掲げる行為をするとき １．建築物の新築等 ２．工作物の新設等 ３．開発行為等 ４．景観行政団体が条例で定める行為	交通まちづくり政策課景観係 077-528-4184 景観行政団体である市の担当課 （13 市） 各土木事務所（東近江、湖東）	必要	必要	不要
滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例	次に掲げる行為をするとき １．建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転 ２．宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 ３．木材の伐採 ４．土石の類の採取 ５．水面の埋立てまたは干拓 ６．建築物等の色彩の変更 ７．屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積	交通まちづくり政策課景観係 077-528-4184 各市町風致地区担当課	必要	必要	不要
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 （歴史まちづくり法）	歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内で次に掲げる行為をするとき １．土地の区画形質の変更 ２．建築物等の新築、改築または増築 ３．その他政令で定める行為	交通まちづくり政策課景観係 077-528-4184 大津市、彦根市、長浜市歴史まちづくり法担当課	不要	不要	不要
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 （古都保存法）	歴史的風土保存区域内において、行為をしようとするとき	大津市都市計画課	不要	不要	不要

＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧等（R8.10 月末現在）

都市計画法	１．一定規模以上の開発行為を行おうとするとき ２．開発許可を受けた土地あるいは市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地において一定の建築行為等を行おうとするとき ３．許可申請中または許可を受けた土地においてその内容が変更となる特定の場合	１３市域 各市開発許可担当課	要確認	要確認	要確認
		６町域 建築開発課宅地盛土係 077-528-4237	必要	不要	不要
盛土規制法	宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域において、一定規模以上の土地の造成または土石の堆積を行おうとするとき	大津市内 大津市開発調整課	要確認	要確認	要確認
		近江八幡市内（平野部） 近江八幡市都市計画課 （知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規定に基づく区域の告示内）	要確認	要確認	要確認
		その他の区域 建築開発課宅地盛土係 077-528-4240	必要	不要	不要

＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧等（R8.10 月末現在）

建築基準法	建築物・工作物を建築・築造しようとするとき ※建築物・工作物に該当するかどうかについては確認が必要。 なお、電気事業法の適用を受ける工作物については適用除外。	７市域（特定行政庁：大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市） 各市建築指導担当課 その他の区域 建築開発課指導係 077-528-4258 甲賀・湖東・高島土木事務所	不要	不要	不要
河川法	１．河川区域内で行為等をしようとするとき ２．河川保全区域または河川予定地において行為をしようとするとき ３．河川保全立体区域または河川予定立体区域において行為をしようとするとき ４．河川区域内における土石等を採取しようとするとき	流域政策局河港管理室 077-528-4156 各土木事務所	必要	必要	不要
文化財保護法	１．周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為をしようとするとき （発掘に着手する 60 日前） ２．史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	文化財保護課記念物・埋蔵文化財係 077-528-4674（記念物） 077-528-4675（埋文） 各市町教育委員会文化財担当課	要確認	必要	不要
滋賀県文化財保護条例	県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	文化財保護課記念物・埋蔵文化財係 077-528-4674（記念物） 077-528-4675（埋文） 各市町教育委員会文化財担当課	要確認	必要	不要

※上記の他、関係法令として電気事業法、鉱業法、消防法等があります。

＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧等（R8.10月末現在）

各土木事務所電話番号

各土木事務所名	管轄（市・町）	電話番号
大津土木事務所	大津市	077-524-2813
南部土木事務所	草津市、守山市、栗東市、野洲市	077-567-5435
甲賀土木事務所	甲賀市、湖南市	0748-63-6130
東近江土木事務所	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	0748-22-7740
湖東土木事務所	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	0749-27-2243
長浜土木事務所	長浜市(うち旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町は除く)、米原市	0749-65-6644
長浜土木事務所木之本支所	長浜市（旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町）	0749-82-3705
高島土木事務所	高島市	0740-22-6047

※ 建築基準法に係る各土木事務所の管轄は以下のとおりです。

各土木事務所名	管轄（市・町）	電話番号
甲賀土木事務所	栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、日野町、竜王町	0748-63-6163
湖東土木事務所	米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	0749-27-2250
高島土木事務所	高島市	0740-22-6046

＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧等（R8.10月末現在）

各環境事務所・大津市役所電話番号（土壌汚染関係）

名称	管轄(市・町)	電話番号
大津市役所	大津市	077-528-2735
南部環境事務所	草津市、守山市、栗東市、野洲市	077-567-5444
甲賀環境事務所	甲賀市、湖南市	0748-63-6134
東近江環境事務所	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	0748-22-7758
湖東環境事務所	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	0749-27-2255
湖北環境事務所	長浜市、米原市	0749-65-6650
高島環境事務所	高島市	0740-22-6066

各環境事務所・大津市役所電話番号（廃棄物対策関係）

名称	管轄(市・町)	電話番号
大津市役所	大津市	077-528-2062
南部環境事務所	草津市、守山市、栗東市、野洲市	077-567-5456
甲賀環境事務所	甲賀市、湖南市	0748-63-6134
東近江環境事務所	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	0748-22-7759
湖東環境事務所	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	0749-27-2255
湖北環境事務所	長浜市、米原市	0749-65-6653
高島環境事務所	高島市	0740-22-6066

＜滋賀県＞大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧等（R8.10月末現在）

各森林整備事務所（林地開発・保安林関係）

名称	管轄(市･町)	電話番号
西部･南部森林整備事務所	大津市 、草津市、守山市、栗東市、野洲市	077-527-0655
西部･南部森林整備事務所高島支所	高島市	0740-22-6032
甲賀森林整備事務所	甲賀市、湖南市	0748-63-6116
中部森林整備事務所	彦根市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 、愛荘町、甲良町、多賀町	0748-22-7719
湖北森林整備事務所	長浜市、米原市	0749-63-6616